

おどりのと

NO.121 刊
月

第六輯 支配者篇 第十五号
昭和十三年七月一日 発行 非売品
岡山県都窪郡吉備町東町一ニ五宇垣方
吉備観光協会

第120号

板倉桂津守勝弘

(その五)

明治四年庭瀬藩は解散し庭瀬県と改められ、勝弘はせ藩知事と被免され東京に居を移るに及んで領民の主なる人々に、ながの別の挨拶の後、家臣たちにも藩邸の表御成門（正門）玄関から大康間に招き、家老赤林岡喜多右エ門武従（本多院に墳墓がある）が年長者であったので代表として藩主にかわつて説別のお辭を述べた。

諸臣は兼知でもあろうが、徳川幕府は十五代慶喜將軍で終りを告げ、三百年の政治はここに新政府に引継がれた。これは薩摩、長門などの家臣どもの身分が極く低く、足輕あがりのもの甚の力によつて成立したことである。しかれども時世の流れとしてやむを得ない、「勝てば官軍、負ければ賊軍」という言葉も出た。思うに板倉家は江戸幕府の開祖徳川家康に勤仕した譜代の臣にして諸臣の父祖も亦板倉家に奉仕し、諸君も二郎と受け継いで忠勤を勵み子や孫に至るまで御奉公の道を一筋に續つてきたりであつたが、いま大政は移り度り、諸君は板倉家との間に結ばれた深い主従の關係は全く断ち切られたのである。しかし東西に袂をわかつて平素武士としての教養を身につけた品格ある態度は今後とも失うことなく、人間としての正道を歩み軽舉妄動を戒め

庶民より左に事によらず、侮蔑せられぬ、立派な行動をおこすよう充分に心懸けられた。

從五位様の傳達が終ると諸臣のなかから一人の代表が一步前へ進み出て來答した。

只今從五位様からのお別れに際してじ艶筆なるお言葉を戴き、誠に感激に堪えません。われく諸臣は父祖傳來板倉家にご奉公致し、安危に際しては身命を賭して死を恐れず、武士は二君に仕えず、どう言葉があります、たとえ山野に死を晒らすとも何等悔ゆることなき精神を堅持して参りました。しかし時運には敵しかたく、ここに一大説別の時は参りました。やがては將來新た、生活の道を求めて、がなれば在りませんが、たとえ貧苦の暮らしを過つても正しく強く武士としての素養と根性を忘却することなく、從五位様のお言葉を肝に銘じ君恩の万分の一にでも酬いた、決意であります。同時にかれつて一言お答へ申します。

聞き入つた諸臣は寂として聲なく、水を打つような氣氛気のなかに、どこかうともなくすすり泣く聲が起り、拳をつたまゝ涙を拭うものもあつた。

以上は筆者の想像で書いたりであるが、三百年の歴史、間の政治体制が終つたのでこのような歎旨の言葉がわざわざ主従裏別の時に述べた、ものがあつたろうと推測せられる。

説別がお済んだ後、從五位様は家庭に渡れなく店記の通り脚下賜金並に

記念の品々を贈られた。

御家中江被下在二記入

家老用人江金四指五兩宛

外様給人江同四指兩宛

中小性へ同三指五兩宛

御徒士所へ同三指兩宛

以下無格へ同廿五兩宛

其外五兩ツ減四兩追新兵へ七兩宛

其外五兩ツ減四兩追新兵へ七兩宛

勝弘は明治四年廿二才を迎へられたが安政五年八月廿一日かその時文賜金三十六

家督を継がれた全国事多端々特極正式左儀式は明治四年に行なれたようである

3. 東花尾庄村屋森安家に傳ゆる吉文書に

板倉津守勝弘様

高木二十二

(明治四年)

郡奉行江当地大庄屋庄屋御用達

一、御家督萬端無御添被為清候付右為御祝儀御酒御吸物被

下置候間寛々(申子申子)預戴可及候江戸表より報仰候

右の趣被參申渡候

末四月

御献立

。吸物

味噌汁

。碗蓋

重手燒玉子

昆布巻

。平鉢

鮭

郡奉行江

当地村々

御家督萬端無御添被為清候右為御祝儀御酒御肴被下置候間寛々預戴被仰出江戸表より報仰候

右の趣被申渡候

末四月

米四指五俵

(一俵は当時三斗五升)

明治四年行政改革で庭瀬藩は庭瀬県と更り旧領地を改められて小田郡十ヶ村を削りて豊陽郡宮内、板倉、立田、川入、中田、平野、沖分、近友、東花尾、西花尾、庭瀬町、御守郡笑部村の十二ヶ町村に編入されたことはさきに述べたが當時庭瀬県の書上帳に

家數一千九百九軒

内訣

九十九軒

内別

六十七軒

御家中分

七十一軒

借家

十六軒

明家

十六軒

出軒

十六軒

寺

十六軒

寺

本胴具足

三指八領

孟具足

三指六領

種ヶ島鉄炮

五指七筋

鎗

四指

其外家具數々 = 御座

まよ

五指六領

筋

右之通賀陽郡都字郡村町家数奉書上候・以上

未四月(明治四年)

△ 明治四年九月太政官から仰出候方に自今百姓町人に苗字ヲ差許候。と布告されて從來苗字は武家並に村役人などの外は許されなかつたが、一般に苗字が許された。苗字のなかつた下卑人たちは主家などから姓をもつて始めて名乗るようになつた。また腰刀令文が出て武家は腰刀を差すとする腰と存り、また断髪令文が明治四年八月に布告されて千ヨセゲを切つて西洋風の断髪をすることに至つた。この断髪を俗にジャン切といつていた。當時流行れた開化ドンドン節に

いきな断髪、やし左恭せん(ひさきを長くして結ぶ)ドンドン。髪のあるのは罪悪人、ほんまかぬ、そらじやないかドンドン。またチコソマダヘ頭をたたいて見れば頑迷古陋の立白がする。ジャン切り頭をたたいて見れば文明開化の音がするドンドン。

散髪吏は江戸(東京)からあらためられ次第に各地方に渡つてきた。いきな田力の斬髪が増えるに伴て女性にもふやくした黒髪を切り落してジャンギリ頭にならざれども出でてきた。從来島田まづなどに結つて長いかんざしを指したものがあつたが、この女性は前大茶屋や矢場(射的場)に働く給仕女などから始まつた

五六

断髪は男性と紳はしく妻間では評判が悪よく昭和五年一八七二には早くも「女性のジヤン切頭の醜態を見ると忍びない、婦人の断髪を止めよがよへでなければ真裸で歩け」と攻撃をした。「不貞徒娘」と書ひ、「おさんばむすめ」と假名をつけたりした。そこで当局も黙つて居らるる女性の断髪を禁止した。思つて次第違反者は「六錢から十錢」の罰金をとるという屢々し、命令を出した。所が断髪はすぐに逃げないので外出の度毎に罰金をとられることになるので当局は一度罰金が納付されると証明書を交付して持たせたといふ。

男性では断髪を厭うものもあつた。吉備町では誰がこしてかわからぬが、今般の街では花屋とうむちやう老人が太正の中頃まで断髪しないまに北山でいた。なぜ頭の髪を剃らないかと問うと、若祖母もうらうた頭髪をそう簡単には切る訳にはいかぬとつて、しかし月代も削らず油もつけず無造作にチヨンマダヘを結つていたのでまるで旧幕時代の老人のようであつたが死ぬるまでチヨンマダヘで連れもちを雇ひて町から町へとよく廻つていた。外にも二三人いたが名物男はこのむちやの老人ひとりであつた。

△ 松倉氏が戸川、久世、松平氏のあとを継いで庭瀬に移封して百六十九年十二代を最後にこの地とは永の別れとなつた。そして数々の記念品を村々の主な住民に贈られて去つた。田畠は田主とのかかわり方に應じた奉還金を下賜された。これを資本として庭瀬に泊まり商人や百姓になる者の数は知れど他

御に移るなど教育漢の情に堪えないものがあつたろう。

全国では三百四十万といわれる武士は官吏、巡査、役場員などに就職したり、或は商人に転じたものもあつたが、高法の空襲に乏しく勿々失敗したものが多くた。これが「士族の商売」といふのである。一方新政府は開港と競争して那須や明野原へ集団移住させ、また北海道で屯田兵制度を設けて放漁権を譲じた。庭園からもこれに参加し現在成功しているものもある。

庭園ではこの時手前とてになら家賀道具を残らず二束三文で煮拂うた。街では市をなし時左うぬ藤笛を玉したといふ。御屋敷などの建物も其筋に接收され心なき所人の不足にかけられて自由に出入れた。後ち坪平ヶと名づけ岡山市白石の深井某が買取て取殿との連命を逃りのま住宅に改造された。庭園も取除かれて岡山市今保の大賀某の庭園に移された。その跡は田畠となり僅かに棲倉家の鎮守者山神社と稱荷神社、老ヲ社地三百六十余坪と細地四箇步歩まりが左の面影を遺している。家中屋敷も全く差違はない。一ノ萬木草の屋根の家屋が残つてゐるのみである。

清山神社は棲倉家の先祖棲倉重昌（島原の乱に總帥として出陣義没）の子重矩（京都所司代）の父子を祭つてゐる。本殿には棲倉家遺物數十点を保存している。左側に皇室より下賜された数々の豪華な宝物がある。

御陽國天皇の御製の和歌に

室蟬のなく收やよそに杜の路
ほしあ瓦ぬ袖走人の間すまで
の色紙は代表的のものである。これは慶長年間豊前府の權勢のもとに皇室の衰微していくことをいたく歎かれた和歌である。

△
明治二年から三年にかけて各地で農民一揆が起つた。吉備府は倒れながら續の農民は待つていたが、夏半減りも空腹のみで新政府に期待したままは破れた。試後の一揆や松代藩では特種商人と藩の役人が皆殺され暴利をもぎほつたのが原因となつて一揆が起り政府は諸藩兵をして彈圧を加へ六百余人在捕えて三百数十人を斬首又は十年の徒刑に附してゝる。甲府では重税に端を発して騒動が起つた。また政府領となつた田天領地でも起り福島では三万人の農民が蜂起して県庁を包围し獄舎を破り囚人を解放した。山口では関東進撃で防ひた奇兵隊遊撃隊が武隊などの兵隊が誘功行賞の不満で約二千名が脱走し一因となつて藩庁を包围して不穏な事態に陥つた。豊後ウ日向地方では一万の農民と山口から脱走兵と結んで乱を起したが、これは少しこれも鎮圧された。

明治四年庭瀬県倉敷県などを合併して笠岡に深津県を新設したが新政府に不平を抱き不満の徒があらわし民衆を引き入れて不穏の挙に出るものがなくとも限らないので県では各村毎に一名の代表者を笠岡へ呼出しの布告をした。

無類の奸民ども事を好み無根の妄説を唱え良民を煽惑する所の如く
或は虚喝を以て恐嚇（かどレ）せしめ己が勝手より徒党の人數に入れ甚レ

さは人の家賊を掠奪し人の家屋を毀壊し飢渴狼藉言語同調の事には斯る
大胆ヲ附書に及ぶ候而は恐れ更人は申述もなく筋目從（筋目からむかう）のも
のとへども四野斜道遍（真上時廢に等り而は不得止兵隊を以て御廻令にも
可相處候も未無四野の良民々も悪民の姦詭に陷リ知らず／＼無量ヲ福セ
招き親子兄弟夫婦にも相別也非命の死遂（そん）も不便の至りに候へ共其
時に至る特情千方百御寛大ヲ御慶置（置）アリヘども甲斐無之候
東而被仰候御法度（めきて）を堅く相守リ決して奸民に欺（だま）かざす親
戚相講（こうこう）レ近隣相識（じゆしき）ル家業を出精（せい）徳ニ天外（てんがい）の樂（うき）みを不失（ふせぬ）様可致
候尤も豈（いか）の義有（よしゆう）之（こと）テ徒党（とつとう）と不語（ふごく）強（きょう）許（きょく）企（き）平（ひら）急（いそ）ニ申出（しんしゆつ）
之（こと）御沙汰（ごさた）可相處候様（よう）旨（し）と心得（しゆく）達（たつ）ヒテ様（よう）致（てん）度（ど）此段（しじゆだん）布告（ふご）及
是（ぜ）候（こ）

壬申四月十七日（明治五年）

深津県

とある。幸（ゆき）に吉備地方では白奉勅の著出もなく住民皆比新政府の令達を遵
奉キレ何事も起らなかつた。

△ 藩弘は東京にて明治四年十二月五日六十二歳を逝去せられた。その訃音が
庄院にもたらされたが葬儀に廟（廟）にあらず庄院では同年六月十日庄院町在住
田家臣役井通之、渡辺要次郎、角田左京の三名が總代と存リ新穂寺で
ある幡清宗清水山新穂禪寺にて追悼（しゆとう）され、おこをかな法要大會（だいがい）開
言上した。

夫人は勝弘の死後二年三ヶ月た同四十四年二月七日冰眼せられた。

○ 戸内達般（一その二）

明治三年五月十九日新改有の行政改革に伴つて倉敷県（倉敷市向市場田倉敷
代官所）のあとに置かれ初代県知事に小野典平が任命された。管轄区域は倉敷天領地
(阿賀・吉田郡内領地を除く)。撫川領(川上、小田郎の領地を除く)。分家の妹
尾、早島、草江等旗本領地は悉く倉敷県に編入された。その当時其筋の
命令によつて提出された撫川領の幕末五年間に亘る年貢米取立石高の文書は
左の通りである。

おわり未完

飛龍 中華そば

有限会社 赤木製麺工場

代表者 森安義夫

吉備町撫川 電話三一一七一

公認 吉備不動産相談所

有線

八一二

吉備町庄院国道筋電話三一〇四六